

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	省庁名 <u>金融庁・内閣府・復興庁・経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	事業再生に係る固定資産税の特例の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者にとっては、既往債務が負担となり、新規の資金調達が困難となるいわゆる「二重債務問題」が存する。この問題に対して、債権の買取り等を通じて、被災事業者の債務の負担を軽減しつつ、再生を支援することで、産業や人口流出防止の観点から被災地域の復興に資することを目的として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が制定され、東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）が設立された。</p> <p>震災支援機構は金融機関等から被災事業者向け債権を買取り、適切な資産評定を行った上で、必要な債権放棄等を行うこととしている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>「合理的な再生計画」※の下、事業再生する事業者の減価償却資産（建物・設備等）に係る固定資産税の軽減措置を講じる。</p> <p>※ 法的整理に則り作成された計画並びに中小企業再生支援協議会、地域活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び事業再生実務家協議会等の準則に則り作成された計画をいう。</p>	
関係条文	〔 地方税法第 249 条、第 249 条の 2 〕	
減収見込額	<p>[初年度] () [平年度] ()</p> <p>[改正増減収額] () (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者にとっては、既往債務が負担となり、新規の資金調達が困難となるいわゆる「二重債務問題」が存する。この問題に対して、債権の買取り等を通じて、被災事業者の債務の負担を軽減しつつ、再生を支援することで、産業や人口流出防止の観点から被災地域の復興に資することを目的として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が制定され、震災支援機構が設立された。</p> <p>震災支援機構による支援案件の中には、事業者の保有する固定資産のうち、実質的に稼働していない建物等であっても、課税対象となる評価額が実際の価格よりも高く評価され、事業再生の障害となっているケースが生じているため、事業再生する事業者の減価償却資産（建物・設備等）に係る固定資産税の軽減措置を講じる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	復興施策の推進 (4) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進
	政策の達成目標	東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	震災支援機構による支援が行われる期間 (震災支援機構による支援決定は、震災支援機構の成立の日(平成24年2月22日)から5年以内(1年延長可)になされる。支援期間は、支援決定の日から15年以内。)
	同上の期間中の達成目標	震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。
	政策目標の達成状況	平成25年7月末時点で234件の事業者に対して支援決定済。
有効性	要望の措置の適用見込み	課税対象となる評価額が不動産鑑定価格よりも高く評価されている支援案件について適用する。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	震災支援機構による支援案件の中には、事業再生中の事業者の保有する固定資産のうち、実質的に稼働していない建物等であっても、課税対象となる評価額が実際の価格よりも高く評価され、固定資産税が事業再生の障害となっているケースが生じているところ、固定資産税の特例措置が設けられることは、震災支援機構による迅速かつ確実な再生を促進する観点から非常に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 震災支援機構は、貸倒引当金制度の適用法人である。(法人税法第52条第1項、同法施行令第96条第4項) 震災支援機構が関与する事業再生手続きにおいて、金融機関等が債権放棄を行う場合の欠損金の損金算入の特例措置として、資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金の優先控除が適用される。(法人税法第59条第2項、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条第1項第1号) 東日本大震災により被害を受けた者に対して震災支援機構が行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税が非課税である。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第47条関係) 震災支援機構が債権買取を行うに伴って必要となる担保物件の抵当権移転登記において、登録免許税の免税措置が講じられている(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項)。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	震災支援機構が支援する事業者の固定資産税の軽減措置を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	本年度からの要望である。